

令和6年度UR賃貸住宅団地内への
飲料自動販売機設置事業者の募集要領

※募集要領は、ホームページからダウンロードしてください。

募集要領揭示期間 令和6年11月11日（月）～令和6年11月20日（水）
申込受付期間 令和6年12月11日（水）～令和6年12月16日（月）

独立行政法人都市再生機構 中部支社
住宅経営部 収納管財課

〒460-8484
愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1
電話 052-238-9232

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

— 目 次 —

	ページ
募集から設置場所引渡しまでの流れ（スケジュール）	P. 1
はじめに	P. 2
1 賃貸する設置場所の概要	P. 2
2 申込資格	P. 2
3 質問事項の受付	P. 3
4 申込方法等	P. 3
5 申込に必要な書類	P. 4
6 申込資格の確認	P. 6
7 苦情申立て	P. 6
8 入札期日（入札及び開札の日時、場所等）	P. 6
9 入札方法等	P. 7
10 入札の辞退	P. 7
11 公正な入札の確保	P. 7
12 入札の取りやめ等	P. 8
13 入札の無効	P. 8
14 落札者の決定	P. 8
15 入札結果の公開	P. 9
16 契約の締結等	P. 9
17 賃貸料の支払方法等	P. 11
18 自動販売機設置場所の引渡し等	P. 11
19 設置場所に関する調査について	P. 12

募集から設置場所引渡しまでの流れ（スケジュール）

※ご注意

この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及び自動販売機の設置に係る賃貸借契約書を熟読してください。

公 告 開 始 日	令和6年11月11日（月）
募集要領等掲示期間	令和6年11月11日（月）～令和6年11月20日（水）
質 問 書 提 出 期 間	令和6年11月11日（月）～令和6年11月20日（水） （閲覧期間 令和6年12月5日（木）～令和6年12月16日（月））
申 込 書 の 受 付 期 間	令和6年12月11日（水）～令和6年12月16日（月）



資格確認結果通知

令和7年1月10日（金）

申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。



入札・開札

令和7年1月23日（木）10時

機構が定めた予定賃貸料率以上で、最も高い賃貸料率で入札した者を落札者としします。



契約締結・覚書交換

令和7年2月7日（金）まで



自動販売機設置場所の引渡し

令和7年3月1日（土）



賃貸料等の支払い

賃貸料及び保証金を指定口座へ振り込んでいただきます。

はじめに

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅（以下、「UR賃貸住宅」といいます。）の敷地及び建物内において、居住者の利便に供するために清涼飲料水の自動販売機を設置し、管理・運営していただくための設置場所を賃貸します。

申込みされる方は、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 賃貸する設置場所の概要

別添 1 仕様書に記載のとおり。

2 申込資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 申込受付期間の最終日（令和 6 年 12 月 16 日（月））から起算して 2 年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
 - ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (6) 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、入札日から過去 2 年間に 2 回以上、自動販売機の設置実績があること。
- (7) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (8) 機構に支払う賃貸料等の支払見込みが確実であること。

3 質問事項の受付

- (1) この募集要領書等に関する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

① 提出期間

令和6年11月11日（月）から令和6年11月20日（水）まで。

この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時まで（正午から13時までを除く）受け付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に連絡の上、来社ください。

② 提出場所

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1 中日ビル17階 総合受付

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部収納管財課

担当：大島・前出 電話：052-238-9232

③ 提出方法

質問書（様式1）を持参により提出するものとし、口頭、電話、FAX、メール又は郵送によるものは受け付けません。なお、返信用の封筒として、長3サイズの封筒の表に返送先を記入、110円分の切手を貼り付けたものを提出してください。

- (2) (1)の質問に対する回答は、原則として、書面の郵送により質問者に回答するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供します。

① 期間

令和6年12月5日（木）から令和6年12月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時まで

② 場所

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1

中日ビル17階 総合受付 情報公開室・閲覧コーナー

4 申込方法等

- (1) 申込書の受付期間及び時間

令和6年12月11日（水）から令和6年12月16日（月）まで

注1） 受付期間内であっても、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

注2） 申込書は受付期間内の9時30分から正午、13時から17時まで受け付けますので、あらかじめ来社日時を(2)の受付場所に連絡の上、来社ください。

注3） 提出書類に不備があった場合、受け付けることができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申込みに必要な書類を機構に再提出することができます。

- (2) 受付場所

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1 中日ビル17階 総合受付

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部収納管財課

担当：大島・前出 電話：052-238-9232

(3) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、「**5 申込に必要な書類**」に記載する書類一式を添えて、(1)の受付期間に(2)の受付場所へ持参により、お申込みください。(郵送、FAX等でのお申込みは受け付けいたしません。)

注1) 受付の際には身分を証明する書類(運転免許証、社員証等)の提示をお願いします。

注2) 申込受付後は、原則として申込書類の記載内容の変更、追加及び差替え等できません。

5 申込に必要な書類

■ 法人の場合

- ① 入札申込書(様式2)
- ② 登記事項全部証明書(発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)
- ③ 代表者の印鑑証明書(発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)
- ④ **申込日の直前2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書**
※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。
 - (イ) 東証プライム市場・スタンダード市場及び名証プレミアム市場・メイン市場の上場会社(ただし、本募集開始日(令和6年11月11日(水)。以下同じ。)時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)
 - (ロ) 東証プライム市場及び名証プレミアム市場の上場会社の連結対象50%を超える出資子会社(ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。)
- ⑤ 納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のないことの証明用、発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)
- ⑥ 飲料自動販売機設置運営事業実績(過去3年度分、任意の書式)
- ⑦ 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込受付期間の最終日から起算して過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの
- ⑧ 申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの
- ⑨ 設置を希望する自動販売機のカatalog等、機器の仕様がわかるもの

⑩ 委任状（様式3）、（様式4）又は（様式5）様式説明参照

代表権を持たない社員が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が申込提出書類を持参される場合は不要です。

⑪ 返信用封筒

資格確認結果通知書（「6 申込資格の確認（3）」に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、460円分の切手を貼付してください。（簡易書留で送付します。）

■個人の場合

① 入札申込書（様式2）

② 印鑑証明書（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

③ 住民票（発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

④ 直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その2（所得金額の証明））及び確定申告の写し

⑤ 納税証明書「その3の2」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明用、発行日が申込受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）

⑥ 飲料自動販売機設置運営事業実績（過去3年度分、任意の書式）

⑦ 省庁又は地方公共団体等の公的団体の施設に、申込受付期間の最終日から起算して過去2年間に2回以上、自動販売機を設置した実績を証するもの

⑧ 申込受付期間の最終日から起算して2年前の日以降において、飲料自動販売機の設置及び運営に関し、保健所から衛生管理面での指摘があった場合には、その指摘内容と適正に改善措置が図られていることを示すもの

⑨ 設置を希望する自動販売機のカatalog等、機器の仕様がわかるもの

⑩ 委任状（様式3）

代理人が申込提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。

⑪ 返信用封筒

資格確認結果通知書（「6 申込資格の確認（3）」に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、460円分の切手を貼付してください。（簡易書留で送付します。）

6 申込資格の確認

- (1) 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。
なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求めることがあ

ります。

- (2) 資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。
- (3) 資格確認結果は令和 7 年 1 月 10 日（金）までに各申込者に書面により通知します。
- (4) 申込提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。ただし、入札参加者として選定されなかった場合には、返却いたします。
- (5) 提出書類の作成及び申込み等に必要となる費用は、申込者の負担とします。

7 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、総務部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
 - ① 提出期限：令和 7 年 1 月 16 日（水） 17 時
 - ② 提出場所：愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 中日ビル 17 階 総合受付
独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部収納管財課
担当：大島・前出 電話：052-238-9232
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとします。（郵送、FAX 等のお申込みは受け付けいたしません。）
- (2) 総務部長は、説明を求められたときは、提出期限内に説明を求めた者に対して、令和 7 年 1 月 21 日（火）までに書面により回答します。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期限を延長することがあります。
- (3) 総務部長は、申立て期間の途過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。
- (4) 総務部長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表します。

8 入札期日（入札及び開札の日時、場所等）

- (1) 日時 令和 7 年 1 月 23 日（木） 10 時から
- (2) 場所 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 中日ビル 17 階 会議室
独立行政法人都市再生機構中部支社

注 1）入札の受付は入札開始時間の 15 分前から行います。入札に参加しなかった場合及び(1)の日時に遅れた場合は辞退として取り扱いますので御注意ください。

注 2）開札会場への入場は、1 入札参加者 1 名とし、入札参加者以外の方は、開札会場への入場はできません。

9 入札方法等

- (1) 資格確認を通過した入札参加者は、「入札書」(様式6)の用紙に必要事項を記入・押印(実印又は代理人の使用印)の上、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をして割印(実印又は代理人の使用印)してください。
- (2) 入札書には、賃貸料率を記載してください。(賃貸料は、原則、自販機の売上に上記の賃貸料率を乗じて得た金額(1円未満は四捨五入)をお支払いいただきます。)
- (3) 入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。
- (4) 入札書の提出は、入札参加者本人又は入札参加者の代理人(「**5 申込に必要な書類**」の提出者として委任状で届けている者)とし、それ以外の者が入札書を提出する場合は、別途委任状を提出してください。
- (5) 入札参加者又は代理人が本人であるかどうかを確認しますので、運転免許証等(顔写真付)の身分が確認できるものを持参してください。
- (6) 入札参加者又は入札参加者の代理人は同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- (7) 入札保証金は免除します。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書提出前であれば、入札を辞退することができます。
- (2) 入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届(用紙は機構に御請求ください。)を「**4 申込方法等(2)**」の受付場所に直接持参して行います。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の申込み等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

11 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札賃貸料率又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に賃貸料率を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札賃貸料率を意図的に開示してはなりません。

12 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

13 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

- ① 「2 申込資格」に記載の申込資格のない者が入札を行ったとき。
- ② 所定の入札書以外の用紙を使用して入札を行ったとき。
- ③ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。
- ④ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑤ 賃貸料率の記載を訂正したとき。
- ⑥ 入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑦ 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。
- ⑧ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑨ ①～⑧に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

14 落札者の決定

- (1) 入札書投入完了後、入札参加者立会いにより即時に開札を行うものとします。
- (2) 開札の結果、有効な入札を行った者の中で機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上で最も高い賃貸料率で入札した者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同率の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引いていただいて落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない当機構職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- (4) 開札の結果、入札参加者が1名しかいない場合は、機構があらかじめ定めた予定賃貸料率以上であれば、その者を落札者とします。
- (5) 落札者氏名、落札賃貸料率は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札賃貸料率のみを読み上げます。
- (6) 機構の予定賃貸料率は公表いたしません。
- (7) 事業者の決定後、契約締結までの間に事業者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、(2)及び(3)で示した決定方法に則り、当該落札者以外の入札参加者の中から、第二順位の者を決め、自動販売機設置希望の有無を照会し、希望した場合には第二順位の者を新たな落札者とします。
なお、第二順位の者に賃借の希望がない場合又は第二順位の者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、第二順位の者の決定手順と同様の手順で、第三順位以降の者を選定し、同様の手続きを行うこととします。
- (8) 第二順位以降の者への通知は、落札者の辞退または入札の無効による失格が確定

するまで行いません。また、落札者及び第二順位の者についての問合せには対応いたしません。

15 入札結果の公開

入札結果（団地名、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）、落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記）及び応札者数）については、次のとおり閲覧に供する等、公開いたしますのであらかじめ御承知おきください。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開いたします。

- (1) 期 間 開札日以降、7日間（土日、祝日を除く）
- (2) 場 所 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1
中日ビル 17階 総合受付 情報公開室・閲覧コーナー

16 契約等の締結等

(1) 契約の締結

- ① 落札者との契約の締結は、令和7年2月7日（金）までに行っていただきます。なお、期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、「**14 落札者の決定（7）**」に基づき落札者となった者と契約を締結します。
- ② 契約書は、別添2のとおりです。
賃貸条件等については、(3)のほか、契約書等の内容をご確認ください。

(2) 覚書の交換

- ① 契約締結と同時に災害時における災害救援ベンダー機能の使用について、覚書を交換していただきます。なお、期限までに覚書を交換されない場合の取扱いは、(1)と同様に落札者としての一切の権利を辞退したものとします。
- ② 覚書は別添3のとおりです。

(3) 主な賃貸条件

以下に記載するもののほか、別添1「仕様書」、別添2「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書」及び別添3「災害救援ベンダー機能に係る覚書」のとおりとします。

① 用途

清涼飲料水の自動販売機の設置場所として使用していただきます。

② 契約期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（5年間）

契約期間の更新はありません。

③ 賃貸料（月額）

令和7年3月1日（土）から賃貸料支払義務が発生します。月額賃貸料は、設置する自動販売機毎に算出し、各自動販売機の売上月額に落札賃貸料率を乗じて得た金額

(1円未満は四捨五入)とします。ただし、前述した方法により算出した金額が金3,056円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)に満たない場合の月額賃貸料は、金3,056円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)とします。よって、令和7年3月1日(土)以降、自動販売機設置前の期間においても、月額賃貸料として、少なくとも金3,056円の支払義務が発生いたします。

④ 保証金

設置する自販機1台ごとに金30,000円とし、初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。なお、この契約が終了したときは、保証金を返還いたします。ただし、機構に対して債務が残っている場合は、その債務の弁済に充てた後の保証金残額を返還いたします。なお、返還する保証金については、利息は付さないものとし、最終月の賃貸料の支払と相殺することができるものとします。

⑤ 原状回復

契約終了時には貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。なお、落札者(賃借人)において設置等をした電源引込み設備について、事前に機構の承諾を得ていた場合は、この限りではありません。

⑥ 契約の解約

契約締結後、契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要がある場合は、機構がやむを得ないと認めた場合に限り解約を認めます。ただし、以下に記載する解約金を機構にお支払いいただきます。

解約日は解約を機構に申し入れた月の末日とし、契約月から解約月の前月までの売上金額の1か月あたりの平均額を「算出上の売上金額」とみなし、落札賃貸料率を算出上の売上金額に乗じて得た金額(金3,056円に満たない場合は、金3,056円とします。)を「算出上の賃貸料」とします。算出上の賃貸料に、解約月の翌月から契約期間満了月までの総月数を乗じて得た金額を解約金とします。

⑦ 特記事項

(イ) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、落札者(賃借人)にご負担いただきます。

(ロ) 電源引込み工事等は、落札者(賃借人)の負担により、関係諸法令及び当機構の仕様にに基づき実施していただきます。当該工事に着手する前に、工事施工協議書(電源引込みルート、配線系統、使用部材及び自販機据付方法等がわかる図面を添付、様式7)を機構に提出して、機構の承諾を得た後、工事に着手してください。

(ハ) 上記(ロ)にかかわらず、自動販売機用に使用できる既存の電源引込設備がある場合は、あらかじめ、既存の電源引込設備の使用について(申し出)(様式8)を機構に提出いただき、機構の承諾を得た後、これを使用することができます。この場合、落札者(賃借人)は、既存の電源引込設備の維持管理責任を負うものとします。

- (ニ) 落札者（賃借人）は、自動販売機に係る毎月の電気料金を負担するものとし、原則として、電気供給事業者との間に直接需給契約を締結することとします。ただし、上記(ハ)により既存の電源引込設備を使用する場合で、電気供給事業者との間で直接需給契約が締結できない場合は、落札者（賃借人）の負担により使用量を計測するための子メーターを設置し、機構に対し、同メーターに基づいて機構が請求する電気料金を支払っていただきます。
- (ハ) 契約期間中、機構の都合により、やむを得ず自動販売機を撤去又は移設いただく必要が生じた場合、これに応じていただきます。この場合、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を負担いたしますが、売上の補償は行いません。
- (ト) 設置した自動販売機に関する苦情、問合せ及び事故等には、機構は一切関与いたしませんので、落札者（賃借人）の責任において、適切に対応してください。

17 賃貸料等の支払方法等

- (1) 毎月の賃貸料については、各自動販売機の売上額等を、機構の指定様式で翌月 **5 営業日**までに報告いただき、その売上額に落札した賃貸料率を乗じて得た金額（1 円未満は四捨五入）で請求いたしますので、請求書到着後、到着月の**末日まで**にお支払いいただきます。
- (2) 既存の電源引込設備から電気の供給を受ける場合の電気料金については、暫定的に 1 台当たり月額 2,000 円（消費税込）として、毎月の賃貸料に加算して負担いただきます。ただし、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを一事業年度として、自動販売機に設置した子メーターを基に、機構の定める方法で毎年 3 月末日までの自動販売機毎の電気料金実績額を算出し、毎年 3 月分の賃貸料支払時に当該年度の電気料金の過不足を精算するものとします。
- (3) 契約期間の満了若しくは契約を解除する月を含む賃貸料は、「**16 契約等の締結等（3）④**」の保証金を賃貸料と相殺して請求することができるものとします。
- (4) 保証金は、初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。
- (5) 賃貸借契約書（機構保管のもの 1 通）に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者（賃借人）に負担していただきます。

18 自動販売機設置場所の引渡し等

- (1) 賃借人への設置場所の引渡しは現況有姿にて行います。
- (2) 現地説明会は行いませんので、入札参加者自身が必要に応じて現地及び募集要領等を確認ください。（現地を確認される場合、既にお住まいの方がいらっしゃいますので御配慮ください。）。

19 設置場所に関する調査について

機構が団地管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、賃借人はこれに協力していただきます。

以 上

様式1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長 殿

申込予定者
所 在 地
会 社 名
代 表 者 名
担 当 部 署
担当者氏名
連絡先 TEL

質 問 書

令和6年度 UR賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

団地名等	
項番	質 問 事 項

(注) 1 適宜複写して、ご記入ください。

2 申込者が個人の場合は、「申込予定者」に個人の住所・氏名をご記入ください。

令和 年 月 日

入 札 申 込 書

独立行政法人都市再生機構中部支社長 殿

(申込者) 住所
氏名 _____ 実印

私は、令和 6 年度 UR 賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者の募集要領等に記載されている内容を承知し、申込資格を満たしていることを確約のうえ、必要書類を添えて申し込みます。

申込者	名称 (個人は職業を記入してください)	
	代表者 (個人は氏名を記入してください)	
	住所	
	担当部課・担当者 (個人は記入不要です)	
	電話番号	
	資本金 (個人は記入不要です)	百万円
	設立年月 (個人は記入不要です)	元 年 月 号
	直近決算期 (個人は記入不要です)	元 年 月 号
	従業員数 (個人は記入不要です)	人
	直近期の売上高 (個人は記入不要です)	百万円
	直近期の営業利益 (個人は記入不要です)	百万円
	土地の使用用途	

様式3

委任状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年度 UR賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者
の募集に係る申込み及び入札等に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

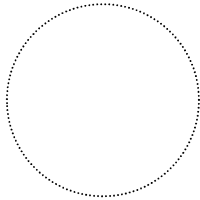
実 印

(電話番号) — —

- (注) 1 委任者の印は、様式6(入札書)入札者実印と同一のものを押印してください。
2 代理人の使用する印(シャチハタ印不可)を右上欄に押印してください。
3 代理人住所は、住民票上の住所を記載してください。

使 用 印 鑑 届

使
用
印

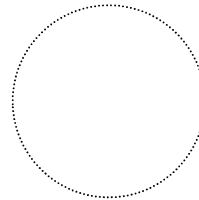


「令和6年度 UR賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者の募集」に関し、左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

委 任 状

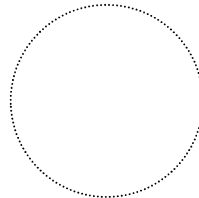
私は、「令和6年度 UR賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者の募集」に関し、次の者を代理人と定め、本件募集に係る申込み、入札及び落札した場合の契約締結等、一切の権限を委任します。

なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

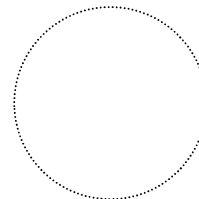
委任者 住所
商号又は名称
代表者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

復 代 理 委 任 状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 6 年度 UR 賃貸住宅団地内への飲料自動販売機設置事業者
の募集に係る申込み及び入札等に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

(電話番号)

— —

- (注) 1 委任者の印は、様式 6 (入札書) 入札者実印と同一のものを押印してください。
2 代理人の使用する印 (シャチハタ印不可) を右上欄に押印してください。
3 代理人住所は、住民票上の住所を記載してください。

※ 委任状・使用印鑑届について

◆ 様式3「委任状」

申込以降の一切の手続について、法人の代表権者名で実施するが、申込書及び入札書等の提出については、代表権者以外の方が行う場合に使用。

◆ 様式4「使用印鑑届及び委任状」

申込以降の一切の手続に使用する印鑑について、実印以外の印鑑を使用しようとする場合に使用。

また、代表権者から支店長等に申込以降の一切の手続を委任する場合は、当様式の上下段を使用。

◆ 様式5「復代理委任状」

様式4により委任された支店長等以外の者が、入札に参加する場合に使用。

備考

1 様式の説明

様式4「使用印鑑届及び委任状」

たとえば、本社が東京にあり、名古屋支店長名で本件募集及び落札された場合の一切の手続き（申込み、入札及び落札した場合の契約締結等）を行おうとする場合、この様式の上段及び下段に記名・押印してください。（上段及び下段の実印欄に実印を、上段及び下段の使用印欄に使用する印鑑を押印してください。）

様式5「復代理委任状」

様式4により、名古屋支店長に委任された後、実際に申込書類を持参される方及び入札される方が、名古屋支店長本人ではなく、名古屋支店長から委任された方となる場合、この様式により、その者に委任してください。

2 様式3「委任状」との違い

様式3は、本件募集及び落札された場合の一切の手続きは、会社の代表権者名で行うが、申込書類の持参及び入札については、代表権のない者が行う場合にご使用ください。

3 その他

代表権者名で一切の手続きを行うが、書類に使用する印鑑について、実印ではない別の印鑑を使用しようとする場合は、様式4の上段に記名押印してください。

令和 年 月 日

入 札 書

独立行政法人都市再生機構中部支社長 殿

入札者 住 所
氏 名

実印

代理人 住 所
氏 名

使用印

入札名	令和 6 年度 UR 賃貸住宅団地内への飲料自動 販売機設置事業者の募集
-----	---

賃貸料率				小 数 点 •			%
------	--	--	--	----------------------	--	--	---

- 1 募集要領等記載内容を承知の上、上記のとおり入札します。
- 2 募集要領「2 申込資格」に記載の申込資格を有することを誓約します。

- (注) 1 入札書は、封筒に入れ、割印してください。(封筒作成例参照)
- 2 代理人による入札の場合は、委任状との整合性を確認し、押印ください。
 - 3 賃貸料率は、算用数字で、明確に記載してください。
 - 4 賃貸料率を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。
 - 5 一度提出した入札書の変更及び取消しはできません。

封筒作成例

(表)

入 札 書 在 中

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

(令和 6 年度 UR 賃貸住宅団地内への飲料
自動販売機設置事業者の募集)

(裏)

要封かん
(押印)

住所

氏名

(上記代理人)
住所

氏名

縦書き、横書き どちらでも構いません。

注) 封筒 (長 3 号) には、入札書のみを入れ、必ず封をしてください。(封かんして押印)

令和 年 月 日

工事施工協議書

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住所

氏名

実印

飲料自動販売機設置に関し、次のとおり、電源引込み工事等を行いたく、協議します。

なお、工事の実施に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

- 1 居住者に不測の事故が起こらないよう万全の措置を講じること。
- 2 停電が生じないように実施し、万一、停電が生じた際の居住者からのクレーム等については、すべて私の責任と負担で対応すること。

記

場 所	団 地 名	
	場所の表示	
工 事 日 程		
工事責任者名		
連 絡 先		
備 考		

以 上

添付書類

工事概要図面（電源引込みルート、配線系統、使用部材及び自動販売機据付方法等について、具体にご記入ください。）

令和 年 月 日

既存の電源引込設備の使用について（申し出）

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住所

氏名

実印

飲料自動販売機設置に関し、現地を確認した結果、次のとおり、既存の電源引込設備を使用
したく、申し出ます。

なお、既存電源引込設備の使用に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

- 1 弊社が既存電源引込設備の維持管理責任を負います。
- 2 既存電源引込設備に何らかの追加工事等が必要な場合、弊社の負担において実施します。
- 3 既存電源引込設備の使用等に起因し、機構、団地居住者又は第三者に何らかの損害を与えた場合、すべて弊社の責任と負担で対応します。

記

既存の電源引込設備を使用する団地、その理由等

(記入欄が不足する場合などは、必要に応じて複写等をしてください。)

[illegible]

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

仕 様 書

1 設置場所

No.	既設 新設	団地名	所在地	設置場所 (注2)(注3)	数量	既存電 源
1	既設	中央台	春日井市中央台二丁目 3-2	第2集会所付近	1	有り
2	既設	岩成台西	春日井市岩成台八丁目 4-1	管理事務所前	1	有り
3	既設	リバピア中央台	春日井市中央台八丁目 2-1	集会所前	1	有り
4	新設	知立	知立市昭和九丁目 2	第2集会所前	1	(注4)
5	新設	相生山	名古屋市天白区久方一丁目 150-1	運動場北側倉庫前	1	(注4)
6	新設	岩成台西	春日井市岩成台八丁目 4-1	602号棟南西側倉庫付近	1	(注4)
7	新設	アーバンラフレ 星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘一丁目 5	集会所西側	1	(注4)
8	新設	アーバンラフレ 鳩岡	名古屋市北区鳩岡町一丁目 7-1	自走式駐車場階段下部分	1	(注4)

(注1) 入札及び契約は一括で行います。但し、機構の都合により、設置場所等を変更する場合があります。

(注2) 設置場所の詳細は、仕様書別紙をご覧ください。

(注3) 貸付面積は、1台あたり 1.5 m^2 ($1.7\text{ m} \times 0.9\text{ m}$) 程度とし、このほかに必要な回収ボックスを設置していただきます。

(注4) 令和7年1月17日（金）までに当機構にて電源引込み設備の設置を行います。

2 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（5年間）

民法第601条に基づく賃貸借契約であり、契約期間の更新はありません。

3 機器の条件

(1) 環境への負荷を低減する以下の各基準を満たした自動販売機を設置してください。

イ ノンフロン対応機器であること（ただし、一部の機種においては代替フロンの使用を認める。）。

ロ 夏場（7月1日～9月30日）の午前中に商品をしっかり冷やして、電力ピーク時（午後1時～4時）に冷却をストップさせる機能（ピークカット機能）を備えている機器であること。

ハ 真空断熱材が使用されていること。

ニ 自動センサーで自然点滅すること、又はインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。

ホ 局部冷却機能及び学習省エネルギー機能が搭載されていること。

(2) 災害救援ベンダー機能（停電時にも当該機能を使用できるもの。）を備えたものとし、その旨、ステッカー等により外部に明示すること。

- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (4) 千円紙幣及び五百円硬貨が使用できること。
- (5) 自動販売機の運営にあたって、自動販売機本体及び付属機器の保管、維持管理の一切を落札者（賃借人。以下「設置運営者」という。）が行うものであること。

4 販売条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (2) 商品の販売価格は、標準販売価格（定価）を上回らないようにすること。

5 安全対策について

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、据え付ける場合は、転倒防止措置を講じてください。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を順守するとともに、徹底を図ってください。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内設置であっても一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化技術基準を順守し、犯罪防止に努めてください。

6 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の管理を適切に行ってください。
- (2) 商品補充等の作業は、団地にお住まいの方々がいることに配慮し、夜間及び早朝には行わないでください。
- (3) 商品の賞味期限に注意してください。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置運営者の責任において誠意をもって対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示してください。
- (5) 自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適時適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行ってください。回収ボックスの溢れ等により、回収及び清掃を要請された際は、速やかに対応してください。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、設置運営者の責任により対応してください。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除きます。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、設置運営者の責任により対応してください。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除きます。
- (8) 設置運営者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧してください。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置運営者が負担してください。
- (10) 電源引込み工事等は、設置運営者の負担により、機構の承諾を得た後、関係諸法令及び機構の仕様にに基づき実施してください。ただし、自動販売機用に使用できる既存の電源引込設備がある場合

は、設置運営者が当該設備の維持管理責任を負うことを条件として、機構の承諾を得ることにより、これを使用することができます。

- (11) 自動販売機で使用する電気等の料金は、設置運営者の負担とします。
- (12) 設備配線を既存躯体へアンカーする場合、RC レーダ等を用いて鉄筋と干渉しないことを確認したうえで、実施してください。
- (13) 商品販売に必要な営業許可の提示を機構が求めたときは、速やかに応じてください。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出してください。
- (2) 災害救援ベンダー機能の使用について、別途覚書を交換してください。
- (3) 自動販売機本体及び回収ボックスともに、景観・美観に十分配慮してください。
- (4) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復（設置運営者において設置した電源引込設備について、事前に機構の承諾を得ていただいた場合は、この限りではありません。）して、機構に通知して確認を受けてください。
- (5) 設置場所近辺における団地管理上必要な工事や設備点検等のため、一定期間自動販売機の利用を制限せざるを得ない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 契約期間中、やむを得ず自動販売機を撤去又は移設いただく必要が生じた場合、これに応じていただきます。この場合において、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を負担いたします。
- (7) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置運営者と機構とで協議の上、定めるものとします。

以 上

令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

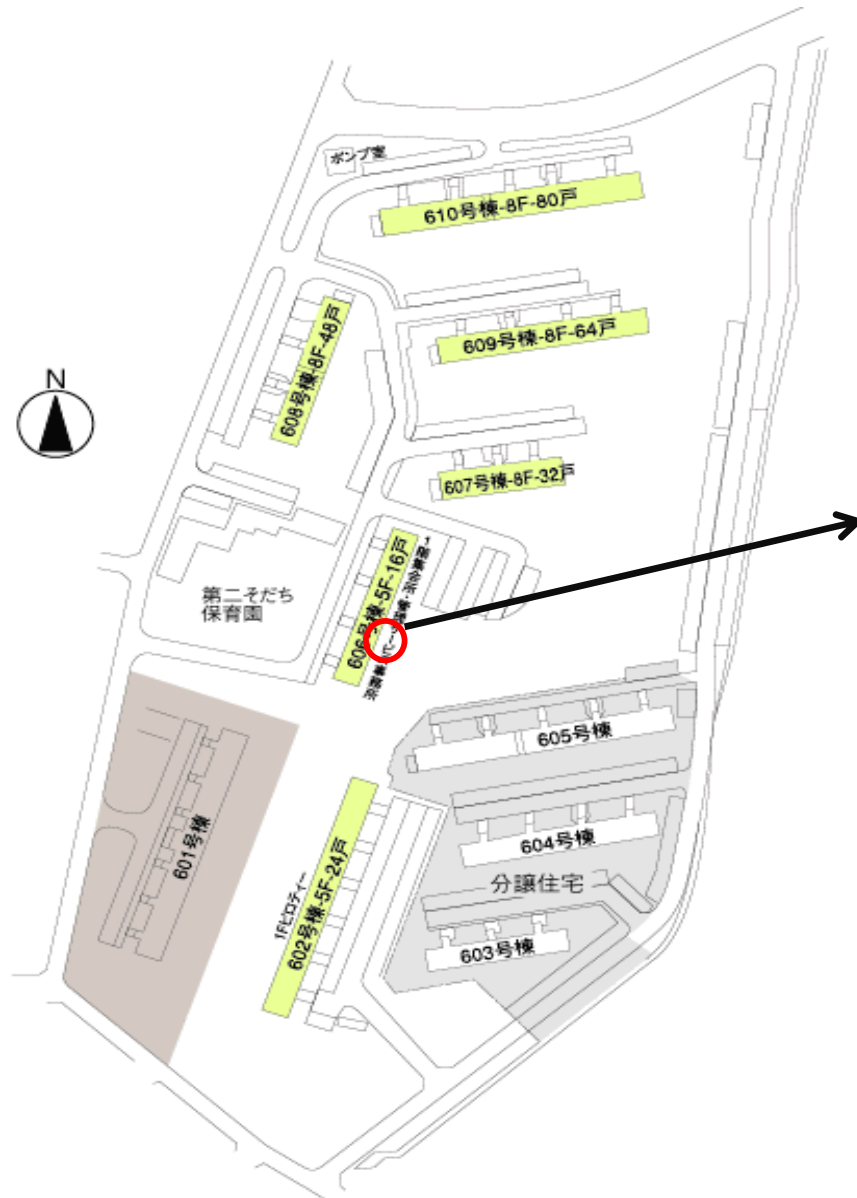
中央台(既設置)

設置場所 : 第2集会所付近
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 790戸
住所地 : 春日井市中央台二丁目3-2



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

岩成台西(既設置)



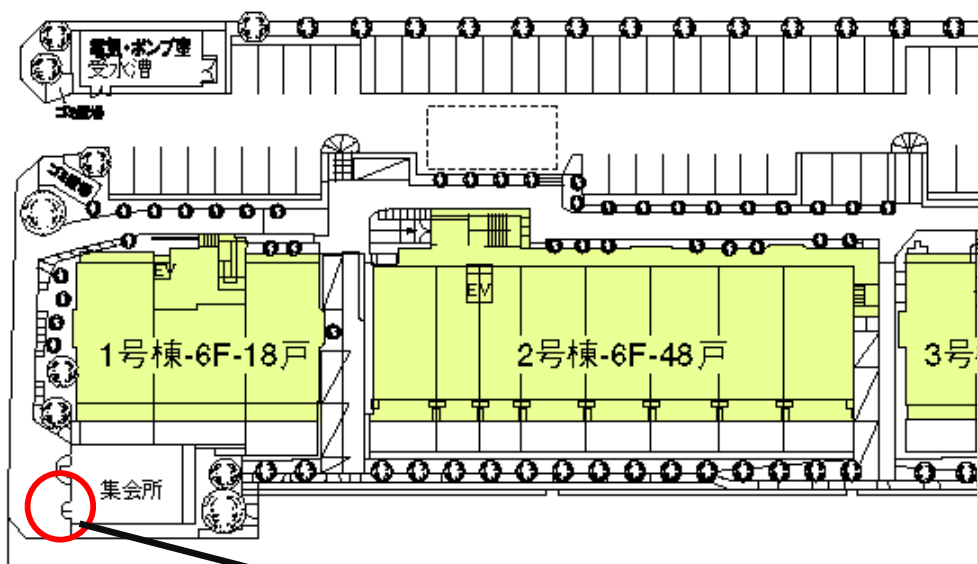
設置場所 : 集会所前
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 264戸
住所地 : 春日井市岩成台八丁目4-1



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

リバピア中央台(既設置)

設置場所 : 集会所前
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 84戸
住所地 : 春日井市中央台八丁目2-1



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

知立(新設置)

設置場所 : 第2集会所前
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 1958戸
住所地 : 知立市昭和九丁目2



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

相生山(新設置)

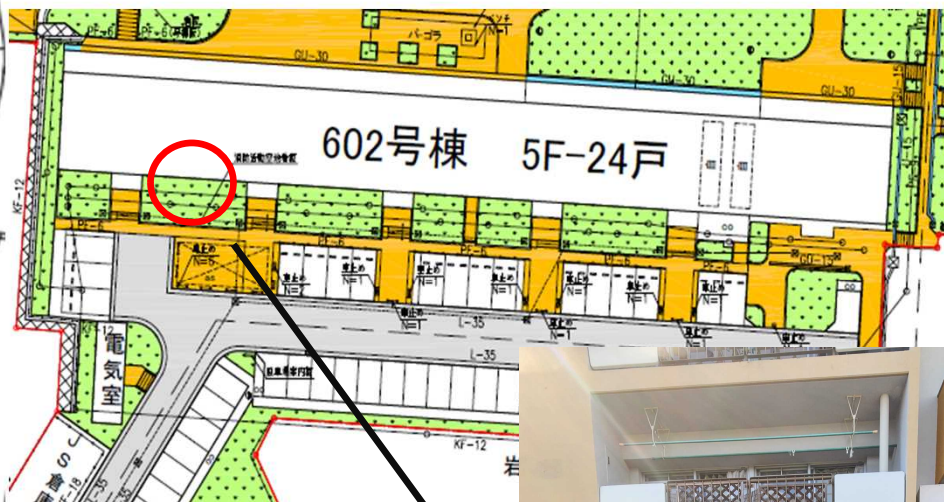
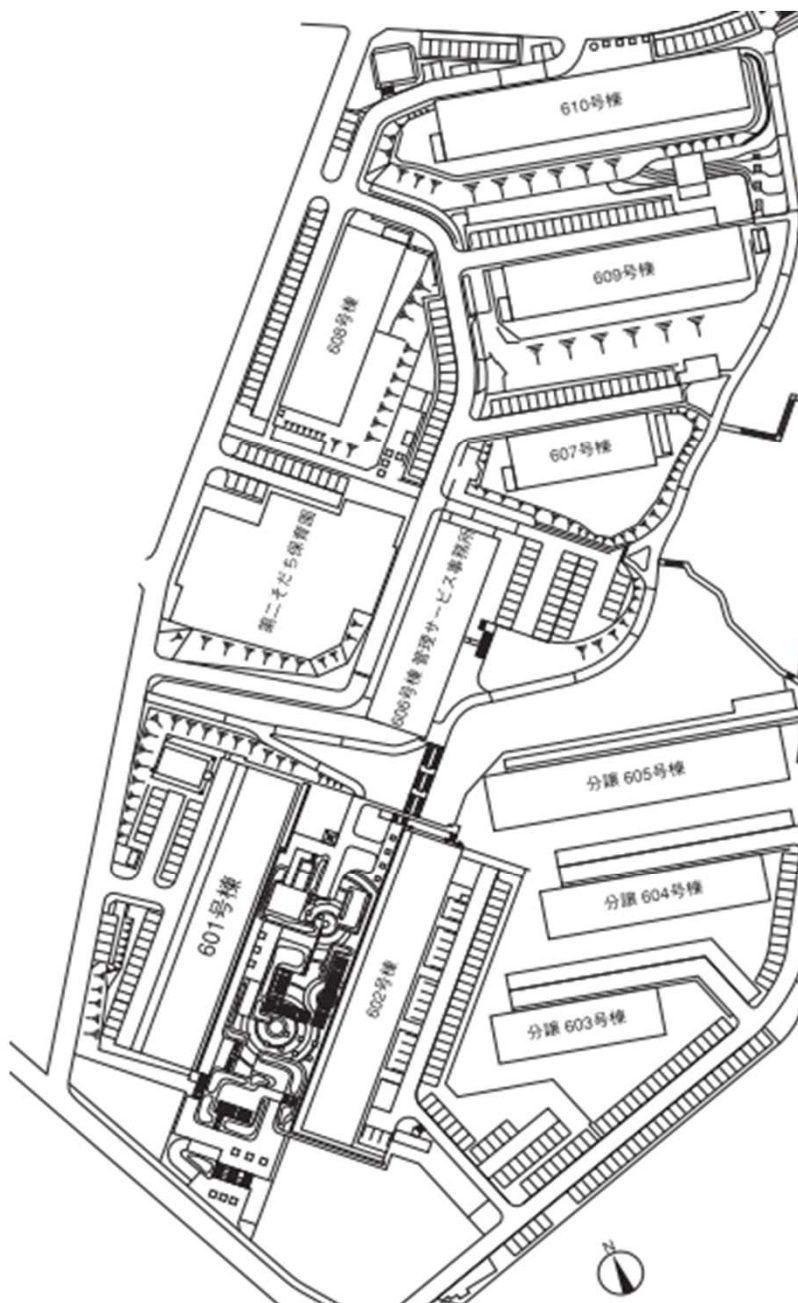
設置場所 : 運動場北側倉庫付近
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 904戸
住所地 : 名古屋市天白区久方一丁目150-1



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

岩成台西(新設置)

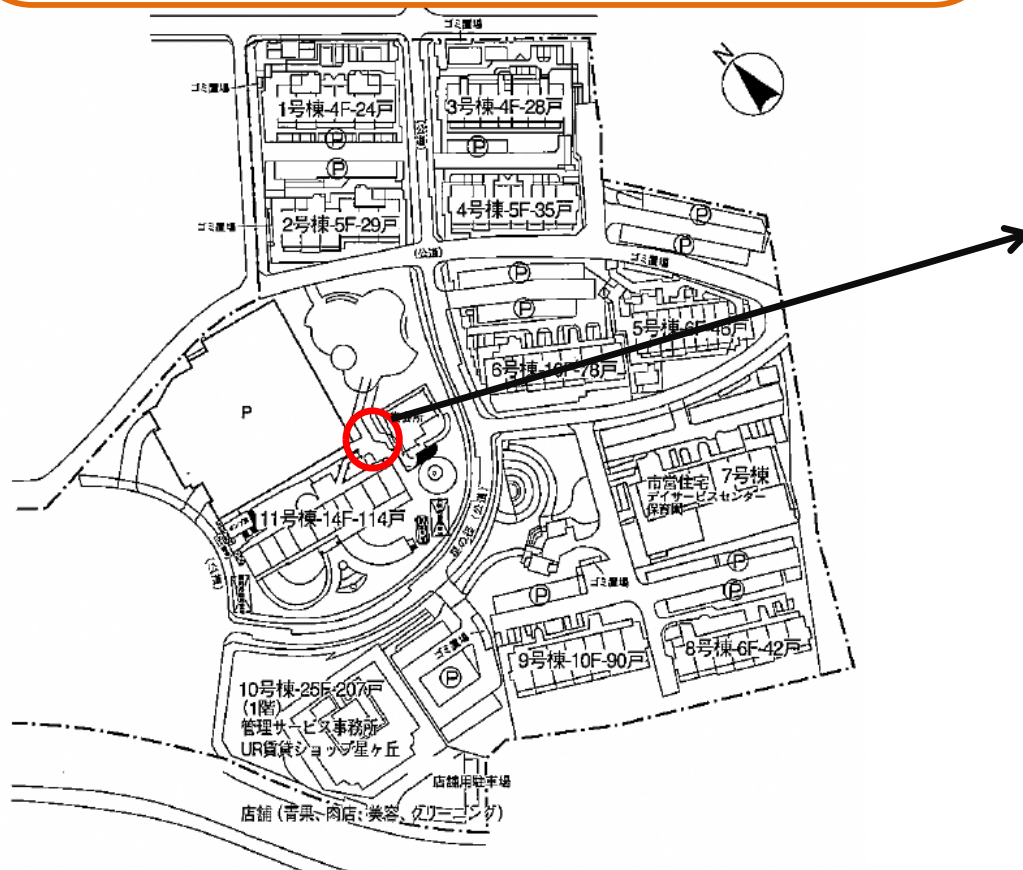
設置場所 : 602号棟南西側倉庫付近
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 264戸
住所地 : 春日井市岩成台八丁目4-1



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

アーバンラフレ星ヶ丘(新設置)

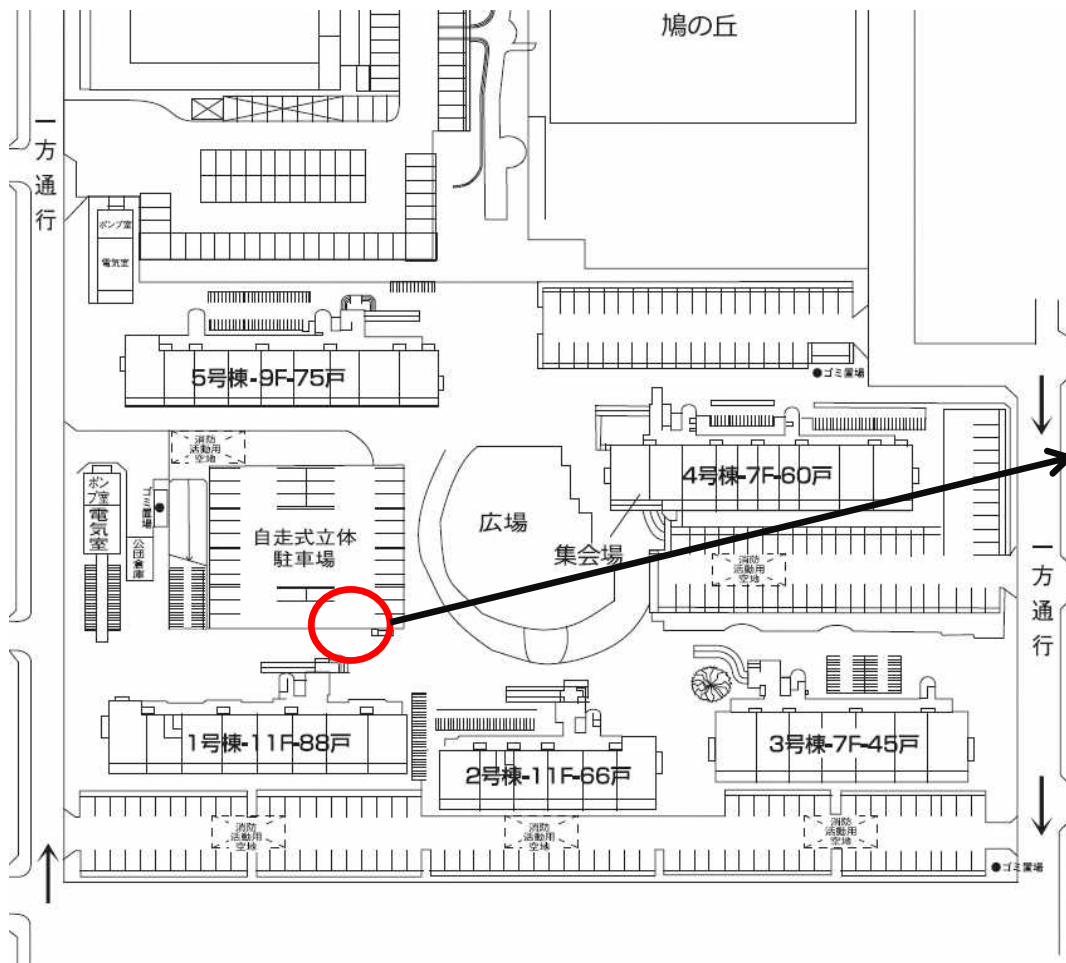
設置場所 : 集会所西側
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2台 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 693戸
住所地 : 名古屋市千種区星ヶ丘一丁目5



令和6年度飲料自動販売機設置事業者募集

アーバンラフレ鳩岡(新設置)

設置場所 : 自走式駐車場階段下部分
設置台数 : 1台
回収ボックス数 : 2個 (缶用1台、ペットボトル用1台)
※商品にビンの取り扱いがあればビン用1台追加
団地戸数 : 334戸
住所地 : 名古屋市北区鳩岡町一丁目7-1



自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約書

貸主独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主 を乙として、甲乙間に次のとおり自動販売機の設置場所に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙1に表示する甲所有の設置場所（以下「設置場所」という。）を本契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

2 乙は、前項の設置場所に第10条第1号により通知する仕様に基づく自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）を設置して運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

（月額賃貸料）

第3条 甲は、本件自動販売機毎に月額賃貸料を算出するものとする。なお、月額賃貸料は、次条第1項の規定により乙が甲に報告する当月分の本件自動販売機毎の売上金額に賃貸料率 %を乗じて得た金額（算出された金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。）とし、乙はこれを承諾する。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する方法により算出した額が金3,056円に満たない場合は、金3,056円を当該自動販売機に係る当月の賃貸料とする。

3 前2項の賃貸料は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含むものとし、消費税法又は地方消費税法等の改正等に伴い消費税相当額及び地方消費税相当額に変動が生じた場合は、当該変動額が加減されるものとする。

4 甲及び乙は、契約期間中の賃貸料率は変更しないものとする。

（売上報告書の提出等）

第4条 乙は、本件自動販売機の売上状況について、本件自動販売機毎に当月分の売上金額を翌月の5営業日までに、別紙2の売上報告書で甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から売上報告書の提出を受けたときは、前条第1項及び第2項で規定する方法により賃貸料を算出し、速やかに乙に請求書を送付するものとする。

3 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、乙は、甲の指摘があるときは売上報告書を修正の上、直ちに、甲に再提出するものとする。

（賃貸料の支払義務）

第5条 乙の賃貸料の支払義務は、令和7年3月1日から発生するものとする。

2 乙は、前条第2項で送付された請求書に基づき、当該請求を受領した月の末日までに、甲の定める方法により甲に賃貸料を支払うものとする。

（保証金）

第6条 乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として本件自動販売機毎に金30,000円を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の保証金を、初回賃貸料と併せて、甲の定める方法により支払うものとする。

3 甲は、契約期間が満了したとき又は第14条第1項若しくは第15条の規定に基づく解除により本契約が終了したときは、第1項で規定する保証金を最終月の賃貸料に充当す

るものとする。なお、甲は、賃貸料に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は、速やかにこれを支払うものとする。

- 4 甲は、前項に規定する保証金の充当後に保証金の残額があるときは、乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。甲は、前段の充当後、甲の債権に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。なお、保証金に残額がある場合は、速やかに乙に返還するものとする。
- 5 甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、賃貸料又は保証金の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(電気の需給契約等)

- 第8条 乙は、乙の設置する本件自動販売機で使用する電気について、乙の責任と負担により電源引込み工事を実施し、乙と電気供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。なお、乙は、電源引込み工事を実施する前に、工事内容について、所定様式(別紙3)により、甲の書面による承諾を得るものとする。
- 2 乙は、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ所定様式(別紙4)により甲に申し出て、甲の書面による承諾を受けた場合に限り、甲の既設設備を使用できるものとする。この場合において、分電盤内にある自動販売機用分岐ブレーカーの二次側配線以降、乙が維持管理責任を負うとともに、電気供給事業者との間で直接需給契約ができない場合は、乙の負担により使用量を計測する子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したもの。)を設置するものとし、毎月の売上報告において、当月の電気使用量を甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、前項の規定により、甲の既設設備から電気の供給を受ける場合、暫定的に1台当たり月額2,000円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)を毎月の賃貸料に加算して支払うものとする。ただし、各年4月1日から翌年3月31日までを一事業年度として、本件自動販売機毎に設置された子メーターを基に、各年度3月末日までの本件自動販売機毎の電気料金実績額を甲が算出し、毎年3月分の賃貸料支払時に当該年度の電気料金の過不足を精算するものとする。

(設置場所の使用上の注意等)

- 第9条 乙は、別添の仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用し、また、乙の設置する自動販売機を適切に維持管理しなければならない。
- 2 乙は、乙が故意若しくは過失又は災害等により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。
 - 3 乙は、商品の補充等のために団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守するものとする。
 - 一 設置場所が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。
 - 二 甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。
 - 三 善良な管理者の注意をもって設置場所を使用すること。
 - 四 その他、甲が指示する事項に従うこと。

(甲に対する通知)

- 第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本件自動販売機の設置を完了したとき(別紙5)。
 - 二 乙が第16条第2項に規定する撤去により原状回復を完了したとき(別紙6)。
 - 三 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

四 乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

五 乙が本件自動販売機の全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。

六 設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は第三者に損害を与えたとき。

（転貸等の禁止）

第 11 条 乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

2 乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

（甲の行う管理業務等への協力）

第 12 条 団地の保全工事その他の管理上必要があると甲が認め、乙に本件自動販売機の一時的な移設等について協力を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに全面的に協力するものとする。

2 甲は、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず本件自動販売機を移転する必要が生じた場合、移転先を乙に提示することにより、本契約の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件自動販売機の撤去又は移設に要する費用を全て負担する。

（反社会的勢力の排除）

第 13 条 乙は、乙又は乙の役員等（乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三 設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

（甲の契約解除権等）

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一 乙が、賃貸料又は保証金の支払を 3 か月以上滞納したとき。

二 設置場所その他の甲所有の財産を、故意又は重大な過失により、毀損等したとき。

三 乙が第9条から前条までの各条の規定に違反したとき。

四 その他本契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により甲が本契約を解除したときは、乙は、直ちに、設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(事情による解約)

第15条 乙は、本契約を契約期間の満了前にやむを得ず解約する必要がある場合、本契約の解約を申し入れることができるものとし、甲は、やむを得ないと認めた場合に限り、これに応じるものとする。ただし、解約日は解約を申し入れた月(以下「解約月」という。)の末日とする。

- 2 甲は、前項の規定により解約に応じた場合、次項により算出した金額を解約金として、乙に請求するものとし、乙は、甲の定める期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。

- 3 前項の解約金は、第4条第1項で報告する売上報告書に記載された各月の売上金額及び契約期間中の月数を、契約期間の初日の属する月から解約月の前月までそれぞれ合計し、その合計した総売上金額を合計した総月数で除した額を算出上の売上金額とみなし、第3条第1項又は同条第2項で規定する方法で求めた算出上の賃貸料(以下「算出上の賃貸料」という。)を、第1項で規定する解約月の翌月から第2条で定めた契約期間満了日の属する月まで合計した総月数で乗じて算出するものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、乙の故意若しくは過失により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

- 2 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、自動販売機を直ちに撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。ただし、第8条第1項又は第2項の規定に基づき乙が設置した電源引込み設備については、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 前2項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。

- 4 第1項及び第2項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

(損害賠償等)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、第14条第1項の規定に基づき本契約を解除する場合において、甲に損失が生じた場合は、乙に対し、その補償を請求することができる。

- 3 乙は、第2条に定める契約期間が満了した場合、第14条第1項の規定により本契約を解除された場合又は第15条の規定により本契約を契約期間の満了前に解約した場合において、契約期間の満了日、甲が指定する期日又は契約解除日までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、算出上の賃貸料の1.5倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(費用の請求権の放棄)

第18条 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、本件自動販売機を撤去し設置場所を返還するときは、その本件自動販売機を設置するために投じた費用及び改良費その他一切の費用を甲に請求しないものとする。

(設置場所に関する調査)

第19条 乙は、甲が団地の管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力し

なければならない。

(本件自動販売機に関する問合せ)

第 20 条 設置場所に設置した本件自動販売機に関する苦情、問合せ等には、乙が誠意をもって対応するものとする。

(協議)

第 21 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 22 条 本契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄

乙

別紙 1

設置場所

No.	団地名	所在地 設置場所	数量	既存電源
1	中央台	春日井市中央台二丁目 3-2 第 2 集会所付近	1	有り
2	岩成台西	春日井市岩成台八丁目 4-1 管理事務所前	1	有り
3	リバピア中央台	春日井市中央台八丁目 2-1 集会所前	1	有り
4	知立	知立市昭和九丁目 2 第 2 集会所前	1	有り
5	相生山	名古屋市天白区久方一丁目 150-1 運動場北側倉庫前	1	有り
6	岩成台西	春日井市岩成台八丁目 4-1 6 0 2 号棟南西側倉庫付近	1	有り
7	アーバンラフレ星ヶ丘	名古屋市千種区星ヶ丘一丁目 5 集会所西側	1	有り
8	アーバンラフレ鳩岡	名古屋市北区鳩岡町一丁目 7-1 自走式駐車場階段下部分	1	有り

売上報告書（令和 年 月分）

自動販売機の月間売上を次のとおり報告します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長 殿

自動販売機設置管理運営者（住所）

（会社名）

（担当者）



（電話番号）

（団地名）

（機種、型式）

1 売上報告

No.	単価 （A）	販売数量		販売数量 （B）	売上金額 （A）×（B）	備考
		販売数	主な商品			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
売上金額等の合計（C）						

2 賃貸料の額 売上金額×賃貸料率（ ％）

※上記の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。

× ％＝ 円

〔記載上の注意〕

- 1 本報告書は、報告年月の**5営業日までに必ず提出すること。**
- 2 本報告書には、自販機毎の売上状況を単価別に記載すること。
- 3 賃貸料は、売上金額に契約で定めた賃貸料率を乗じて得た金額になります。

令和 年 月 日

工事施工協議書

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住所

氏名

実印

飲料自動販売機設置に関し、次のとおり、電源引込み工事等を行いたく、協議します。

なお、工事の実施に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

- 1 居住者に不測の事故が起こらないよう万全の措置を講じること。
- 2 停電が生じないよう実施し、万一、停電が生じた際の居住者からのクレーム等については、すべて私の責任と負担で対応すること。

記

場 所	団 地 名	
	場所の表示	
工 事 日 程		
工事責任者名		
連 絡 先		
備 考		

以上

添付書類

工事概要図面（電源引込みルート、配線系統、使用部材及び自動販売機据付方法等について、具体にご記入ください。）

令和 年 月 日

既存の電源引込設備の使用について（申し出）

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住所

氏名

実印

飲料自動販売機設置に関し、現地を確認した結果、次のとおり、既存の電源引込設備を使用
したく、申し出ます。

なお、既存電源引込設備の使用に当たり、機構の指示に従うとともに、次の事項を厳守します。

- 1 弊社が既存電源引込設備の維持管理責任を負います。
- 2 既存電源引込設備に何らかの追加工事等が必要な場合、弊社の負担において実施します。
- 3 既存電源引込設備の使用等に起因し、機構、団地居住者又は第三者に何らかの損害を与えた
場合、すべて弊社の責任と負担で対応します。

記

既存の電源引込設備を使用する団地、その理由等

（記入欄が不足する場合などは、必要に応じて複写等をしてください。）

団地名	理由	必要となる工事内容 (該当がある場合)
(記載例) ●●団地	継続使用に耐えうるため。	一部の配線、支持金具の交換

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住 所

氏 名

(印)

自動販売機設置通知書

貴機構との間に令和 年 月 日付けで締結した自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約第 10 条第 1 号に基づき、令和 年 月 日に下記のとおり自動販売機の設置・移設が完了したことを通知します。

記

- 1 設置場所 別添図面のとおり
- 2 自動販売機の機種、型式等
- 3 設置仕様
- 4 管理責任者
 - (1) 氏 名
 - (2) 連絡先
- 5 その他

以 上

添付資料

自動販売機設置位置図

自動販売機設置後の写真（自動販売機全体並びに機種名及び連絡先等がわかるもの）

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住所

氏 名

(印)

自動販売機撤去通知書

貴機構との間に令和 年 月 日付で締結した自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約第 10 条第 2 号に基づき、令和 年 月 日に下記の自動販売機の撤去を完了し、原状に回復したことを通知します。

記

- 1 設置場所 別添図面のとおりに
- 2 自動販売機の機種、型式等に
- 3 その他

以 上

添付資料

自動販売機撤去位置図

自動販売機撤去後の写真

仕 様 書

1 機器の条件

- (1) 環境への負荷を低減する以下の各基準を満たした自動販売機を設置してください。
 - イ ノンフロン対応機器であること（ただし、一部の機種においては代替フロンの使用を認める。）。
 - ロ 夏場（7月1日～9月30日）の午前中に商品をしっかり冷やして、電力ピーク時（午後1時～4時）に冷却をストップさせる機能（ピークカット機能）を備えている機器であること。
 - ハ 真空断熱材が使用されていること。
 - ニ 自動センサーで自然点滅すること、又はインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。
 - ホ 局部冷却機能及び学習省エネルギー機能が搭載されていること。
- (2) 災害救援ベンダー機能（停電時にも当該機能を使用できるもの。）を備えたものとし、その旨、ステッカー等により外部に明示すること。
- (3) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (4) 千円紙幣及び五百円硬貨が使用できること。
- (5) 自動販売機の運営にあたって、自動販売機本体及び付属機器の保管、維持管理の一切を賃借人（以下「設置運営者」という。）が行うものであること。

2 販売条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (2) 商品の販売価格は、標準販売価格（定価）を上回らないようにすること。

3 安全対策について

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、据え付ける場合は、転倒防止措置を講じてください。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を順守するとともに、徹底を図ってください。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内設置であって一般社団法人日本自動販売システム機械工業会作成の自販機堅牢化技術基準を順守し、犯罪防止に努めてください。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の管理を適切に行ってください。
- (2) 商品補充等の作業は、団地にお住まいの方々がいることに配慮し、夜間及び早朝には

行わないでください。

- (3) 商品の賞味期限に注意してください。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置運営者の責任において誠意をもって対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示してください。
- (5) 自動販売機に併設して回収ボックスを設置し、設置運営者の責任で適時適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行ってください。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、設置運営者の責任により対応してください。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除きます。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、設置運営者の責任により対応してください。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除きます。
- (8) 設置運営者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧してください。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置運営者が負担してください。
- (10) 電源引込み工事等は、設置運営者の負担により、機構の承諾を得た後、関係諸法令及び機構の仕様に基づき実施してください。ただし、自動販売機用に使用できる既存の電源引込設備がある場合は、設置運営者が当該設備の維持管理責任を負うことを条件として、機構の承諾を得ることにより、これを使用することができます。
- (11) 自動販売機で使用する電気等の料金は、設置運営者の負担とします。
- (12) 商品販売に必要な営業許可の提示を機構が求めたときは、速やかに応じてください。

5 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出してください。
- (2) 災害救援ベンダー機能の使用について、別途覚書を交換してください。
- (3) 自動販売機本体及び回収ボックスともに、景観・美観に十分配慮してください。
- (4) 契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復（設置運営者において設置した電源引込設備について、事前に機構の承諾を得ていただいた場合は、この限りではありません。）して、機構に通知して確認を受けてください。
- (5) 設置場所近辺における団地管理上必要な工事や設備点検等のため、一定期間自動販売機の利用を制限せざるを得ない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (6) 契約期間中、やむを得ず自動販売機を撤去又は移設いただく必要が生じた場合、これに応じていただきます。この場合において、機構は、自動販売機の撤去又は移設に要する費用を負担いたします。
- (7) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置運営者と機構とで協議の上、定めるものとします。

以 上

災害救援ベンダー機能に係る覚書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）は、令和7年 月 日付「自動販売機の設置場所に係る賃貸借契約」（以下「賃貸借契約」という。）に基づき乙が設置する自動販売機に関して、次のとおり覚書を交換する。

（災害救援ベンダー機能の使用）

- 第1条 甲及び乙は、自動販売機を設置する団地内及び当該団地周辺において、震度5強以上の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、団地の所属する市区町村に災害対策本部が設置されたときには、賃貸借契約の対象となる自動販売機について、自動販売機内の物資を無料で提供することができる機能（以下「災害救援ベンダー機能」という。）を使用することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、災害救援ベンダー機能の使用を可否とする判断をそれぞれ独自に行うものとし、相手方の判断に対して一切の異議を申し立てないものとする。

（通知）

- 第2条 甲及び乙は、災害救援ベンダー機能を使用する場合は、事前又は事後に相手方に対して、口頭、電話、文書等によりその旨を通知するものとする。
- 2 相手方に対する通知を事後に行う際は、通知が可能な状況になった後、速やかに行うものとする。

（災害救援ベンダー機能の使用準備作業等）

〔災害救援ベンダー機能が鍵対応の場合〕

- 第3条 甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。
- 2 乙は甲に対して、前項に規定する作業に使用するために必要な鍵等を無償で貸し出すものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。
- なお、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。
- 3 賃貸借契約が終了した場合、甲は、乙に対して、速やかに前項の鍵等を乙に返却するものとする。

〔災害救援ベンダー機能が遠隔操作等対応の場合〕

第4条 甲及び乙は、災害の発生に際しては、それぞれ協力して災害救援ベンダー機能を使用するために必要な作業を実施するものとし、相手方からその作業についての支援等に係る依頼があった場合は、可能な限り、応じるものとする。

（対価）

第5条 災害救援ベンダー機能の使用により、甲又は乙が要した費用について、甲及び乙はその対価を相手方に求めないものとする。

（期間）

第6条 この覚書の有効期間は、賃貸借契約第2条に定める契約期間と同じとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めるもののほか、この覚書の実施に関して必要な事項、その他この覚書に定めない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

甲及び乙は、本覚書交換の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 名古屋市中区栄四丁目1番1号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄

乙